

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令
の一部を改正する政令案について（概要）

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

1. 改正の趣旨

- 麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「法」という。）では、麻薬及び向精神薬の濫用による保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進を図ることを目的として、麻薬及び向精神薬の輸入、輸出、製造、製剤、譲渡し等を規制している。
- 具体的な規制対象物質は、法別表第 1 から別表第 4 まで及び麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成 2 年政令第 238 号。以下「指定政令」という。）により定められている。
- 今般、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 15 項に規定する「指定薬物」に指定されている物質について、非臨床試験、文献調査等によりその有害作用、濫用状況等を確認し、麻薬に該当するかどうか、依存性薬物検討会において検討を行ったところ、新たに 3 物質を麻薬として指定することが相当であるとの結論が出たため政令改正を行う。

2. 改正の概要

以下の 3 物質を新たに麻薬として指定する。

- ① 2 - (4 - イソプロポキシベンジル) - 5 - ニトロ - 1 - [2 - (ピロリジン - 1 - イル) エチル] ベンズイミダゾール
- ② 2 - (4 - エトキシベンジル) - 1 - (エチルアミノ) エチル - 5 - ニトロベンズイミダゾール
- ③ メチル = 2 - [1 - (4 - フルオロベンジル) - 1 H - インダゾール - 3 - カルボキサミド] - 3, 3 - ジメチルブタノアート

※ 上記 3 物質の塩類を含む。

※ 名称中に「,」が存在するが、指定政令の表記上は「・」とする整理としている。

※ 指定政令における指定薬物の規定順序は原則アルファベットや数字を除いた五十音順で表記しているが、五十音が同一のものは数字順に表記することとしている。

3. 根拠条項

法別表第 1 第 77 号

4. 施行期日等

- 公布日：令和 8 年 8 月中旬（予定）
- 施行期日：公布の日から起算して 30 日を経過した日